

浜松中央建設業労災組合加入における誓約等

1. 労災組合加入における誓約

- 組合規約及び災害防止規定を遵守します。
- 保険料及び手数料並びに浜松商工会議所年度会費は、労災組合が指定する納付期限までに納付します。
なお、期限までに納付しなかった場合には、労災組合の判断により、労災組合を脱会されることとなっても異議ありません。
- 諸届及び年度更新の手続きは、事実に基づいて正確に、労災組合が指定する期限までに行います。

2. 個人情報の利用

- 労災組合では、組合員から提供された個人情報は、「浜松商工会議所個人情報保護方針」に基づき、業務の範囲内で、その事務遂行のために使用します。
- 浜松公共職業安定所発行の事業所向け各種帳票等は、委託事業所から希望を受けた場合のみ、ご指定のあった社会保険労務士・税理士事務所等へ直接お送りします。
- ※浜松商工会議所では個人情報保護方針をホームページに掲載しているほか、ご相談窓口（浜松商工会議所総務課電話番号 053-452-1111）を設置しています。

3. 反社会勢力に関する表明

- 私は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に関与している個人事業主及び法人等でないことを表明し、かつ爽籟にわたって該当しないことを確約する。
- また、私が反社会的勢力または反社会的勢力が経営に関与している個人事業主及び法人等であることが判明した場合には、労災組合を脱会されることとなっても異議ありません。

4. 特別加入者（注意事項）

- 「中小事業主の労災保険の特別加入」では、補償の対象は、労働者の所定労働時間内に、事業のためにする行為とこれに直接付随する行為に限られます。したがって、事業主の立場において行う事業主本来の業務や、休日や所定労働時間外（残業時）に、特別加入者のみで作業を行なって災害が発生したときなどは、補償の対象となりません。
- 「一人親方労災保険の特別加入」では、請負契約に直接必要な行為を行う場合（請負契約締結行為、契約前の見積、下見等の行為を行う場合などを含みます）や請負工事現場における作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合が補償の対象となります。